

現在の人権施策推進指針の構成  
(第3章 人権施策の推進方向)

## 1 人権教育・人権啓発の取り組みの推進

- ①人権教育の推進
- ②人権啓発の推進

## 2 各分野別人権課題における取り組みの推進方向

- ①女性の人権
- ②子どもの人権
- ③高齢者の人権
- ④障がいのある人の人権
- ⑤同和問題
- ⑥日本に暮らす外国人の人権
- ⑦H I V感染者・ハンセン病患者等の人権
- ⑧刑を終えて出所した人の人権
- ⑨インターネットや携帯サイトによる人権侵害
- ⑩アイヌの人々の人権
- ⑪犯罪被害者等の人権
- ⑫ホームレスの人たちの人権
- ⑬性的指向の異なる人の人権
- ⑭性同一性障がい者の人権
- ⑮北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- ⑯性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引による人権問題



## 第二次推進指針の方向性（案）

- 国（法務省）の人権啓発活動強調事項、岐阜県の人権施策推進指針（第三次改定）との整合
- 基本的な構成については踏襲
- 「災害時における人権問題」や「働く人の人権」等の新たな分野の追加
- 市民意識において関心の低い項目等を「その他の人権」として集約化
- 各分野における個別計画（土岐市障がい福祉計画、土岐市高齢者福祉計画等）で掲げられている施策・事業等については個別計画を推進

## 3 人権の擁護体制の確立